

平成31年度 水明会事業計画書

社会福祉法人 水明会

《 目 次 》

I. 水明会基本理念	(3)
II. 基本方針	(3)
III. 行動計画 ～働きやすい環境づくりを目指して～	(3)
IV. 事業計画	
1、養護老人ホーム水明園 水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	(4～5)
2、特別養護老人ホーム水明園	(5～8)
3、特別養護老人ホームみよしの	(8～11)
4、水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所	(11～12)
5、みよしの（介護予防）短期入所生活介護事業所	(12～13)
6、デイサービスセンター水明園	(13～14)
7、栄養調理	(14～15)
8、水明園訪問介護事業所	(15)
9、水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園	(15～16)
V. その他の活動概要	(16～17)

I 水明会基本理念 「尊厳の保持」

介護保険制度は「自立支援」を目途とするものであるが、その根底にあるのは「尊厳の保持」である。これからの高齢化社会においては「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」を確保することが最も重要であり、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能にする、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現を基本とする。

II 基本方針

平成 31 年 4 月 1 日から「働き方改革関連法」が施行されることとなり、社会福祉法人においても、これの対応が求められている。これに伴い働きやすい職場をつくりあげていくことが急務である。

人材の確保、育成、定着の重要性を再確認し、その実践のためには、施設の特長や特色に応じた人事制度の構築が不可欠である。内部の経営環境が変わり、これまでのやり方では非効率となっていること等の現状を踏まえ適正な運営を推進する。

III 水明会行動計画

～働きやすい環境づくりを目指して～

水明会では、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立し働きやすい環境づくりの整備を行うため次のように行動計画を策定する

1、産後職員の職場復帰を支援する環境を整える

- ・産休中の職員に対し現在の施設の状況等を報告する
- ・掲示物・パンフレット等による職員への周知をする

2、妊娠、出産、育児を行なう職員へ当法人の制度を周知する

- ・主任会議において制度の説明をする
- ・個別の相談窓口を設置する

3、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりと所定外労働時間の削減を目指す

- ・各部署単位で年次有給休暇の計画的付与に取り組み、働きやすい職場環境を整備する
- ・各部署内での業務の見直しと協力体制を整備する

4、ハラスメント防止への取組

- ・相談窓口を設置するとともに啓発活動を行い、ハラスメントの防止に努める

IV 事業計画

1. 養護老人ホーム水明園（定員50名）

水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（定員50名）

（1）事業所運営の基本方針

①時代に応じた役割の自覚と遂行

近年入所者は経済面、身体面、精神面、社会面等でさまざまな障がいや不適應を抱え入所されている。日増しに多様化するニーズへの対応は社会的な要請と捉え、養護老人ホームの今現在の社会的使命、役割を再確認しながら処遇を行う。明るく家庭的な雰囲気の中、安心、安全を提供し、地域社会におけるセーフティネットとして機能、貢献する。

②幅広い入所者ニーズに対応する体制作り

重層化する入所者ひとりひとりのニーズを見極め、養護老人ホームの生活支援機能、ソーシャルワーク機能、ケアマネジメント機能、介護機能を組み合わせ適切、効果的に対応し、その能力や意欲及び人格を尊重し、自立した生活が送れるよう支援する。

③処遇品質の向上

職員ひとりひとりの資質を向上させる。（立ち振る舞い。言葉使い。介護技術。）緊密性と責任感を高める。

（2）事業計画

①尊厳の尊重

ひとりひとりが主体性をもって生活できる環境をつくる
自立した職員を目指す

②“できることをいつまでも”していただくための生活支援

（ア）ひとりひとりのニーズに応じた援助により、安定した生活を提供する
個別処遇方針と目標にもとづいた処遇を行う

（イ）要介護、支援状態を改善し、又悪化を防止するよう援助する

日常生活にリハビリを取り入れることで、入所者のADLの維持、向上を図る

（ウ）精神疾患（認知症含む）の基本症状及びそれに起因する周辺症状を理解し、

適切に援助する

精神疾患に関する知識の習得と周辺症状の理解、その処遇方針への反映と一貫した処遇方法を模索する（回想法の活用）

(エ) 食を通して生活を支援する

健康保持

給食懇談会の実施（月1回）

「ほのぼの会」（料理・おやつ作り）

③ “社会とのつながり” を大切にし、生活の質を高める支援

参加を促すことにより、できる限り人間関係や社会とのつながりを継続できるよう援助する。又、心身の機能低下に伴い参加や外出が困難な入所者が増加する中、ひとりひとりに合った形でつながりを継続できるよう援助する

外出の機会の提供

“いきいきわくわく” 張りのある楽しい生活の提供（アクティビティ活動）

④ 個の力を伸ばしチーム力を高める

(ア) 職員ひとりひとりの資質の向上

「自律した職員」をめざす

処遇対応の向上

外部研修参加者による研修報告と処遇、業務改善への活用

定期的な介護技術研修の実施（5, 7, 10, 1月）

(イ) 風通しの良い、緊密で、責任感ある組織にする

組織力の向上

⑤ 「食を通して生活を支援する」

(ア) 健康保持

個々が抱える疾病にかかわる問題を食生活から本人と一緒に考える資料として、全体で年2回、体重・血液検査等の情報をまとめ、食事の様子を伺い、病弱者等の対応・対策に反映させる。

(イ) 給食懇談会の実施（月1回）

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供する場として開催する。又 入所者の食に対する思いをその場で吸い上げていく。

(ウ) ほのぼの会の開催（料理・おやつ作り）

給食懇談会での意見を反映して入所者の楽しみ・喜びの場を作っていく。

2. 特別養護老人ホーム水明園(定員30名)

(1) 事業所運営の基本方針

① (入所者の観点) 安心・満足・信頼を感じる生活

安心とは 介護でも言葉でも不快を感じたくない
認知症であっても自分を大切にしてほしい
介護技術と知識はもちろん、医療知識もある職員に関わってほしい

満足とは 例え言葉に出せなくても人それぞれの気持ちや願いを汲み取って叶えてほしい

信頼とは 敬意ある優しい言葉と態度を受けたい
職員と良好な関係を築きたい
自分の家族とも良い関係であってほしい

②（職員の観点）思いやりを受け、その優しさを感じ、考えて、動く仕事

私は思いやりを受けたい
私はその思いやりに気づき感じる人になる
つぎは私の思いやりがどうすれば相手に届くか考える
それを行動できる自分になった時、入所者へのあたたかい介護と、仲間とのチームワークがうまれる

（2）事業計画

①要介護状態の重い入所者の受け入れ

入所検討会議において、入所の緊急性（必要性）を見極めながら要介護状態の重い入所者を積極的に受け入れます

②看取り介護の推進

特別養護老人ホームの役割として期待されている看取り介護に取り組み、入所者・家族また看取りに関わった職員も「水明園で最期を迎えて良かった」と感じる安心、満足ある看取りを行います

- ・医師、看護職員、栄養士等と連携します
- ・家族への連絡を丁寧・細やかに行います
- ・看取り開始時期に多職種が集まり、看取りの情報を共有して計画的に進めます
- ・看取り終了後に多職種が集まり、振り返りをしながら今後の看取りに繋がります

③“入所者の穏やかな生活”を整えるための介護日課の見直し

要介護状態の重度化に対応した介護日課の見直しを行い、入所者の穏やかな生活を阻害する要因である、介護業務の“不安”“焦り”“混乱”などを軽減します

- ・主任、副主任、ケアチームによる介護日課の見直し会議（ケア会議）を行います
- ・介護職員全員の課題として取り組みます（ボトムアップの活用、日課見直しの継続的な修正と評価など）
- ・介護日課の見直しが入所者の穏やかな生活に繋がっているかの確認を行います

④職員の接遇マナー向上と統一

接遇マナーの基準を作り「よいマナーとは何なのか」を統一します

接遇マナーの取り組みは組織的に行い継続性を高めます

・マナーの基準

(ア)入所者と職員に、自分から笑顔であいさつをします

(イ)入所者と職員に、「ありがとうございます」の言葉を使います

(ウ)介護中の言葉の語尾に「か」をつけて、丁寧な言葉の印象を残します

(エ)職員がペアとなって介護を行う時の私語をやめます

・毎日、副施設長、主任、副主任の何れか1名と、一般介護職員1名が2人1組でマナーリーダーとなり、マナーの模範と職員の意識付けを行います

・毎日、マナーリーダーはマナーのレポートを作成し自己評価と意識付けをした行動を記録します

・この取り組みが継続的に行われるように工夫と改善を繰り返します

⑤認知症介護プロフェッショナルの育成とチームケアでの認知症対応

広島県認知症介護実践研修（実践者研修）及び（実践リーダー研修）へ積極的、計画的に受講し一人でも多くの認知症ケア専門職を育てていきます

一人の認知症入所者を多数の職員で協力しあい介護できるように介護体制を整えるとともに、介護者自身もチームケアの意識を高めて行きます

⑥新人職員教育と統一指導の取り組み

新人職員を教育する担当職員（プリセプター）を決め一貫性のある計画的な指導を行います

新人職員の年齢、性格、経歴、能力などに応じ柔軟な教育を行います

教育・指導を行う側の職員にも研修の機会を設けて、情報共有や教育・指導方法の修正、改善を繰り返します

⑦外出支援

入所者個々の目的や楽しみを理解した上で、自動車での外出、外食など少人数で楽しい時間を計画して実行します

⑧効果的な部署内学習の実施

法令遵守に努め、必須研修を計画的に実施するとともに、知識、技術の向上、または意見交換の場として部署内学習会を行います。また、その時間を効果的にするため、学習内容によって参加する職員を選抜し少人数での学習会も行います

⑨キャラバンメイト（認知症サポート）の活動

在宅で生活する認知症を支援する活動を計画実践します

⑩事故発生防止

入所者の生活と介護の両面から危険性を把握し、ヒヤリハットレポートの活用、職

員の連携、しっかりとした知識と技術をもって事故の発生防止に努めます

①感染症対策

施設内で起こりうる感染症の知識を蓄え、予防の徹底及び発症時の適切な対応に努めます

【栄養管理】

①栄養マネジメント

個々の栄養マネジメントの充実を図ります

栄養状態を良好に保てるよう栄養管理に努めます。又、ご本人や家族に安心して頂けるように説明させていただきます

②情報の共有

大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合でも安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートしていきます

③状態の把握と対応

食事時間に食堂やベッドサイドにうかがい、一人ひとりの状態を確認して本人にあった提供方法・内容を検討していきます。又、行事等（懇談会）楽しみや喜びの場を作っていきます

④衛生管理

安全安心、衛生管理の徹底に努めていきます

3. 特別養護老人ホームみよしの（定員 ユニット個室11名、多床室18名）

1、事業所の基本方針

①、「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する」

常に利用者に関心を持ち、その保有する生活能力を見つける姿勢をもつ

また、本人にその能力を気付かせ、一日でも長く維持できるよう共に取り組める体制を作る

②、「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する」

認知症や疾病等により、記憶や生活能力が低下してきても、それを補うもの・方法を検討し提供していきながら、「暮らしの場」として安心して暮らせるよう取り組む

③、「入所者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」

どんなケアも、苦痛や不安をもたらすものでは「よいケア」といえない

必要とするケアを実践する上で、その内容や提供方法に選択肢を持たせ、本人の希望を

組み込むことにより、「納得されるケア、喜ばれるケア」を目指す

④、「互いに協力し合い、認め合い、高め合う」環境づくりを目指す

「関心をもつ」「情報を共有する」「自分で考える」「周りに発信する」「他者から学ぶ」「自ら行動する」の6項目を“職員の心得”として、常に意識しながら業務に取り組む

⑤、地域とのつながりを大切にする

地域住民が「住み慣れた地域で暮らし続ける」「老人福祉への関心をもてる」ための一助となるよう、専門的知識や技術に基づいた働きかけの機会をもつ

“教え合う・助け合う”といった相互理解の上に成り立つ、良好な関係の構築を目指す

2、事業計画

①「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する。」

(ア) ケアプランの充実

・本人の状況の変化に合わせ、実施期間内でもケアプランを修正し、より適切なケアを提供する体制を作る。また、ケアプランの各種帳票や記入方法の見直しを行い、より実態に即したプラン作成に取り組む

(イ) 身体機能（拘縮・麻痺）・嚥下機能を維持するため、PTとの連携を維持していく

(ウ) 生活不活発病（廃用性症候群）の予防

・定期的な離床や従来のクラブ活動や行事に加え四季を体感して頂くため公園散歩・ドライブ等の園外活動を定期的に計画し、日々の生活に楽しみが持てるよう援助する

(エ) 生活環境の充実

・食事時間内に食堂やベッドサイドの状況観察をすることにより、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を他職種と連携して実施する

②「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する。」

(ア) 認知症の理解と対応

・認知症研修を年2回開催するとともに、認知症によるヒヤリハット事例について、毎月委員会を開催し対応方法等を検討する

・認知機能検査（長谷川式等）を定期的に行い認知機能の把握と処遇への活用に努める。

(イ) 病状の急変等への備え

・高齢者の身体と疾病の特徴について研修を行い、知識の向上に努める

・緊急時対応について、配置医師と連携する対応方法を定め実施する

(ウ) 看取り対応について

・細やかな連絡体制、緩和ケアの実践

(エ) 身体拘束廃止

・身体拘束廃止検討委員会を毎月開催し、廃止に向けた取り組みを実践する

・身体拘束の適正化、高齢者虐待防止のための全体研修会を年2回、新人教育時研修を入職時に実施する

③「利用者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」

(ア) 本人に喜ばれるケア

- ・入所時の事前情報（趣味・嗜好・性格等）を活かした環境整備に努める
- ・利用者自身のこだわりや希望、選択を尊重した生活づくりを行う

(イ) 家族に安心をもたらすケア

- ・定期の近況報告や、状況変化時の早期報告に努める

(ウ) 納得して入所するための支援

- ・入所のメリット・デメリットを十分に説明する
- ・家族へ「利用者を支える主体」であることの意識付けを行う
- ・将来に向けた意向の確認を行う（将来に向けた終末期意向確認の実施）

(エ) 安心安全を支える取り組み

- ・重傷事故を防ぐ取り組みとして、設備・備品の定期点検や使用方法の確認を徹底する
- ・毎月事故発生防止委員会を開催し、「ヒヤリハット」を活用し、事例の検討や対応策の実施を継続することで、事故の未然防止や注意喚起、再発防止に繋げる
- ・食品に関わる各種検査（食物、水質、温湿度）を実施し、安全安心、衛生管理の徹底に努めていきます
- ・日々の感染予防の徹底と感染症発症時に迅速に蔓延を防ぐことができるよう取り組む

(オ) 低栄養高リスクへの対応

- ・高リスクの利用者への栄養改善に向けた食事提供を充実させ、ご本人や家族に安心していただけるよう努める

(カ) 処遇マナーの向上

- ・利用者への声かけや対応を職員同士で評価しあい処遇マナーの資質向上を図る

④「互いに協力し合い、認め合い、高め合う環境づくり」を目指す

(ア) 基本方針（職員の心得）の共通理解を深め実践する

- ・毎朝ミーティングで唱和し、1日の目標を発表する。その目標を介護職員掲示板に張り出し、業務に取り入れる

(イ) 職員評価・面談を定期的に行う

(ウ) 資格取得・職能別研修参加の充実を図る

- ・特定医療行為や実務者研修等の資格取得、職種別研修を計画的に実施する

(エ) 習熟度の底上げと個人能力の活用に取り組む

- ・基礎であるマニュアルに沿った業務を行いながら、チェック表を自己評価や教育指導に活用し、「完全な習熟」を目指す
- ・職員が積極的な取り組みを展開できるよう、意見やアイデアを実現する機会や活躍する場を設ける

(オ) 入職者への計画的な指導を行う

- ・現場実践に有用な基礎知識・心構えの事前研修を行いスムーズな業務の習得に繋げる
- ・新人指導マニュアルを基本に、習熟度に合わせた教育指導を実践する

(カ) 介護の質の向上を図る

- ・介護内容検討委員会を2ヶ月毎に開催し、業務手順マニュアルの見直しや設備機器の

導入について検討し、介護の安全性や効率性、利用者の快適性の向上を図る

⑤地域とのつながりを大切にする

(ア) 次世代の介護職員育成の一端を担う活動を行う

- ・福祉に興味を持っていただけるよう地域の小・中・高校生の実習を積極的に受け入れる

(イ) 地域との交流をもつ

- ・常会美化活動・盆踊り・児童施設運動会等地域行事へ積極的に参加する
- ・運営推進会議に地域代表を加え、定期的開催により施設の現況を発信する

(ウ) キャラバンメイト（認知症サポート）の活動を行う

- ・在宅で生活する認知症を支援する活動を計画実践する

(エ) 空床型短期入所生活介護事業の再稼働

- ・空床型短期入所生活介護事業を再稼働することで、施設での生活を知っていただくとともに、家族の介護負担の軽減を図る

⑥「栄養管理」

(ア) 栄養マネジメント

- ・個々の栄養マネジメントの充実を図ります
- ・栄養状態を良好に保てるよう栄養管理に努めます。又、ご本人や家族に安心して頂けるように説明させていただきます。

(イ) 情報も共有

- ・大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合でも安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートしていきます。

(ウ) 状態の把握と対応

- ・食事時間に食堂やベッドサイドにうかがい、一人ひとりの状態を確認して本人にあった提供方法・内容を検討していきます。又、行事等（懇談会）楽しみや喜びの場を作っていきます。

(エ) 衛生管理

- ・安全安心、衛生管理の徹底に努めていきます。

4. 水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所（定員14名）

(1) 事業所の基本方針（特別養護老人ホーム水明園と同様）

(2) 事業計画

①安定した稼働率の確保

- ・利用者、家族、ケアマネージャーより、安心・満足・信頼を感じてもらいリピーターを増やします
- ・当会の居宅ケアマネージャー、みよしのショートステイ、また外部居宅介護支援事

業所と連携をとり積極的に利用者を受け入れます

②利用前から利用後までの連携

- (ア) 利用予定者の事前面接を行った後は速やかに、受け入れミーティングを行い、本人・家族の希望、在宅での様子、施設での対応、危険性の確認など行います
- (イ) 担当ケアマネージャー、看護職員、主治医と連携を図り、速やかに伝えるべき情報を伝えるべき職種に提供します
- (ウ) 利用中の体調不良や急変などでは迅速な対応に努め、家族やケアマネージャーへ報告を行います
- (エ) 利用終了時には、利用状況を家族やケアマネージャーに詳しく伝え、安心・満足・信頼を感じていただくとともに在宅へのスムーズな復帰を支援します

③みよしのショートステイとの連携

みよしのショートステイ利用者が、当事業所を利用されることも、またその逆もあります。事業所が変わっても同じサービスを提供できるように、みよしの担当者と連携を図ります

5. みよしの(介護予防)短期入所生活介護事業所 (定員18名)

(1) 事業所の基本方針

(特別養護老人ホームみよしのと同様)

(2) 事業計画

①安心できるサービス提供

1) 情報の伝達・共有

ア) 情報の一本化

- ・定期や随時のショートミーティングの時間を設けショート担当間の情報統一を行う

イ) わかりやすさへの配慮

- ・事前アセスメントで得た情報(事前面接記録表)を連絡簿へ添付する
- ・変更等があった場合、連絡簿への記入や小ミーティングでの報告を行う

②在宅生活の継続支援

1) 利用者のADL・QOLを保つ援助

- ・自分で出来ることを続けて頂くための声かけ・誘導・介助を行う

2) 要介護者が在宅生活を継続できるよう、その家族が介護を継続し続けるための援助

- ・新規利用や緊急利用等を積極的に受け入れていく体制を整える
- ・家族が社会生活を営みやすく出来るよう、利用者に関する要望(日程・送迎時間等)に配慮する

- ・家族の介護負担を軽減させるため、本人に合った介助方法、効果的な福祉用具の使用
方法、介助中に注意すべき点などを伝える

③社会との関わりをもつための支援

- 1) 他者とのふれあいによる孤立防止
 - ・事前アセスメントを基に、個人の趣味・嗜好・性格を考慮したアプローチを行い、職員と利用者及び利用者間の良好な関係が築けるよう努める
- 2) 施設行事への参加
 - ・外部への興味・関心を深められるよう、施設入所者や地域とふれあう機会をもつ

④安定した稼働率の確保

- 1) リピート利用を増やす
 - ア) 「行って楽しい」
 - ・利用者に合った「楽しみ方」を提供する（選べるレクや創作活動）
 - ・利用者同士がよりつながりのもてる働きかけを行う（顔なじみの関係づくり）
 - イ) 「預けて安心」
 - ・事前の聞き取りと帰宅時の報告は、“詳しく、わかりやすく、丁寧に”を心がける
 - ・利用者の状態変化に迅速対応できるよう、緊急時連絡体制の確認を利用の都度行う
 - ウ) 「紹介して安心」
 - ・わかりやすい施設情報の提供に努める（事前・定期カンファレンス等）
 - ・居宅ケアプランを踏まえたショートケアプランづくりを行う
- 2) 利用状況の“みえる化”
 - ・居宅事業所へ空床情報を定期的に発信し、潜在利用者の掘り起こしに繋げる

⑤他事業所との連携

- 1) 同一法人の利点を活かし、法人内事業所間での情報交換・共有を行い、連続性のあるサービス提供をする
- 2) サービス担当者会議での情報収集・意見交換に努める
- 3) 利用者の状態変化に迅速対応できるよう、緊急時連絡体制の確認を利用の都度行う

6. デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）水明園（1日の定員45名）

（1）事業所運営の基本方針

① 個別ケア・生きがいづくり

在宅での生活を継続しつつその人らしい生活が実現できるようにするために、個々にあったケア及び本人の生活への意欲を引き出すための多彩なプログラム作り、並びに自分のやりたいことを自己決定して取り組めることを基本として実施していく。

② 認知症高齢者への専門的ケア

利用者の尊厳を維持しながら、馴染みの関係のなかで自分で取り組めることを

増やすことができるように個々人にあった適切なケアに取り組んでいく。また家庭での介護負担の軽減を図り、在宅介護が継続できる環境を提供していく。

③ 生活機能向上への取り組み

利用者の在宅での生活行為が継続または向上していくために、身体機能訓練および生活機能訓練等を実施していく。

(2) 事業計画

① 個々人にあったケアの実施

クラブ活動（小グループ単位での活動）

機能訓練（身体機能訓練、生活機能向上訓練）、栄養改善、口腔ケア

集団での活動（レク・体操・行事等）

日常生活動作の介助

生活相談、介護相談

② 認知症ケア

小集団でのレクリエーション、アクティビティ活動

潜在的能力を活用し、認知症状に応じた自立支援のための日常生活動作介助

家族（介護者）への介護方法等の相談・助言、他機関との連携

(3) 事業の種類

① 介護保険事業

・通所介護・・・(対象者) 要介護認定を受けた市内在住の要介護者

② 総合事業

・第一号通所事業・・・(対象者) 要支援認定を受けた市内在住の要支援者等

③ 受託事業

・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における通所介護

(対象者; 養護老人ホームでの特定施設入居者生活介護を受ける要介護・要支援者)

④ 独自事業

・ほっとサロン・・・(対象者) 市内に住む概ね 65 歳以上の高齢者であって、つぎの双方の要件に該当する者

① 介護保険での要支援・要介護認定が非該当の者

但し、要支援の認定を受けた者であっても、特別な事情により介護保険での利用可能な回数を超過する利用希望があった場合においては、当法人が認めた場合に限り、利用可能とする。

② 三次市介護予防事業において、介護予防二次事業の対象に非該当の者

・体験利用・・・デイサービス利用を考えている方を対象に、1 日間に限り、レクリエーション・クラブ活動・昼食・体操等の各サービスを体験する場を提供する。

7. 栄養調理部門（各事業所共通）

(1) 事業所運営の基本方針

安全・安心・安定の食事を提供します

(2) 事業計画

- ①食品に関わる各種検査（食物、水質、温湿度）を実施し、衛生管理の徹底に努めていきます。
- ②緊急時でも食事を確保できる体制を目指します。
- ③いついかなる時も一定の水準の食事を提供します。
- ④それらの実現に向けて、定期的な検討会議を実施し、よりよい食事の提供を目指します。

8. 水明園（介護予防）訪問介護事業所

(1) 事業所運営の基本方針

①生活援助

要介護、要支援状態の利用者に対し、心身の状態や特性を考慮した上で、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるための介護、支援を行う。又、利用者及びその家族に対し、専門職として介護等に関する相談や援助を行う

②サービスの質の向上

より良いサービスを提供するため、職員は常に自らの言動や立ち振る舞いを意識するとともに、介護技術の向上を図っていく。その上で適切な介護技術を用いてサービスの提供を行う。又、自らのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 事業計画

養護・特定事業計画に同じ

9. 水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園

①事業所運営の基本方針

住み慣れた地域の中で、安心してその人らしく日々を過ごすことが可能となるよう支援していくために、相談業務を中心とした多様なニーズに対応できるようケアマネジメントの知識・技術を高めていき、地域包括ケアを推進していく。

②事業計画

1) 水明園居宅介護支援事業所

- ①在宅の利用者が居宅サービス等を適切に利用できるように、状況に合わせた迅速な対応を心掛け、専門的視点で踏まえた居宅サービスを計画し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整またその他便宜の提供を行う。

②介護支援専門員の資質の向上のために日々の自己研鑽に努めるとともに、事業所内で会議および研修会を定期的に開催し、また外部での研修会へ参加していく。

- ・居宅介護支援業務
- ・介護保険要介護認定の訪問調査（市・町からの委託業務）
- ・居宅会議（週1回程度開催：ケース検討など事例検討会を中心に開催）
- ・居宅研修会（月1回程度開催：ケアマネジメントに関する技術・社会資源に関する知識の習得・医療に関する研修、伝達研修等）
- ・他法人との合同事例検討会または研修会
- ・その他、介護に関する相談

2) 在宅介護支援センター水明園

地域の高齢者福祉に関するさまざまな要望やニーズに対して、高齢者やその介護者、地域住民及び関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供および連絡調整等を行なう。

V その他の活動概要

1. 地域交流

地域の行事等に積極的に参加していくとともに、地域のボランティアグループ、老人クラブ、学校、地域住民等との交流を行う

2. 福祉教育への協力

関係諸機関からの依頼に応じ、地域の小・中学生や高校生等の福祉教育等に協力し、又介護職員養成事業における実習生の受け入れや講師の派遣を行う

外部主催の研修事業に際し、当法人が研修場所を提供することで、施設を知ってもらうとともに地域の福祉人材の育成に繋げる

3. 家族会

入所者の家族等により構成される家族会の組織を強化し、施設側への要望・意見等を聴くことで処遇の改善を図っていく

4. 職員研修

職員の資質向上を図るため、法人全体及び各部署で計画的に研修会を開催するほか、各種機関が実施する研修会へ参加する

職員の資格取得を応援するため、当法人の教育助成制度を積極的に活用できる体制を整備する

5. 防災対策

定期的に防災（火災・地震・水害）訓練を実施することにより、入所者及び職員の防災意識を高めると同時に、関係諸機関や地域と連携し防災体制に万全を期す

6. 障害のある人の雇用対策

障害がある人も、その能力と適正に応じた雇用の場に就き、自立した生活を送ることができるよう施設整備・職員教育・雇用の推進に取り組んでいく

7. おもな施設整備・修繕・備品購入等

養護等高架水槽修繕工事	4, 800, 000円
本館厨房内空調工事	3, 500, 000円
養護西側3部屋改修工事	1, 300, 000円

